

市区町村
一般廃棄物担当課 様

エアゾール製品処理対策協議会
中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会
事務局 (社)全国都市清掃会議

エアゾール缶等の使い切り・出し切り指導用リーフレットの 配布希望の調査について

日頃から、エアゾール製品処理対策協議会と中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、エアゾール製品処理対策協議会(以下「対策協議会」という。)と中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会(以下「中央適困協」という。)は、覚書「廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進に関する合意事項の覚書」(平成 18 年 2 月 9 日)を締結し、廃エアゾール缶等(エアゾール缶及びカセットボンベ)の適正処理及びリサイクルの促進に向け、○エアゾール缶の中身排出機構の装着及びカセットこんろのヒートパネル化、○廃エアゾール缶等簡易処理機の無償譲与、○中身排出機構の普及・広報用リーフレットの作成・配布、などを実施してきました。

本年度以降、両協議会では、廃エアゾール缶等簡易処理機の無償譲与事業(事前調査実施済み、現在追加募集を実施中)に併せ、次のとおりエアゾール缶等の使い切り・出し切り指導用リーフレットの市区町村への配布事業を行うこととしました。

《概要》

- **リーフレット** 別添「エアゾール缶等の使い切り・出し切り指導用リーフレット」のとおりに
○ **実施期間** 平成 21 年度～23 年度
- **実施方法** ①中央適困協が全国市区町村にリーフレット等の希望調査を行い、対策協議会が配布
②配布数は、原則各市区町村からの希望枚数
ただし、希望総数が作成枚数を上回った場合は、市区町村の人口等に基づき配布枚数を調整
- **調査方法** 各年度ごとに希望調査を実施
調査は、下記の(社)全国都市清掃会議ホームページの「お知らせ」欄へ掲載・実施
- **配布時期** 平成 21 年 8 月下旬から 9 月上旬

つきましては、エアゾール缶等の使い切り・出し切り指導用リーフレットを希望する場合は、別添の調査(回答票)により **平成 21 年 7 月 31 日(金)** までに申込みくださるようご案内します。

追 伸

回答事項「事故等の発生状況」については、今後当リーフレットによる普及・広報の効果を検証するために必要な資料でありますので、データの把握にご配慮くださるようお願いいたします。

回答は、原則、下記の(社)全国都市清掃会議ホームページから行ってください。

社団法人全国都市清掃会議 <http://www.jwma-tokyo.or.jp/>

問合せ先

社団法人全国都市清掃会議 調査普及部

東京都文京区本郷 3-3-11 IPBビル7階

電 話 03-5804-6281 FAX 03-3812-4731